

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たると、その翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の新設等(市町村振興課)
保健所の施設の利用等のうち消費税が課税される療養等に係る使用料の額の一部改正(福祉保健課)

鳥取県立皆生小児療育センター及び鳥取県立鳥取療育園の利用のうち消費税が課税される療養等に係る使用料の額の一部改正(障害福祉課)

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正(健康対策課)

鳥取県立健康増進センターの利用のうち消費税が課税される診断に係る使用料の額の一部改正()

土地改良法による換地処分(農村整備課)

第八次鳥獣保護事業計画(森林保全課)

基本測量の終了(二件)(管理課)

公共測量の終了()

米子市(その周辺の地域を含む。)についての流通業務施設の整備に関する基本方針(都市計画課)

出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨
政治団体の解散の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨
資金管理団体の届出
資金管理団体の指定の取消し
平成八年度後期技能検定の合格者(労政能力開発課)

告 示

鳥取県告示第二百二十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による若桜町が行う土地改良事業に係る池田地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域(平成八年十一月一日現在の地番による。)
大字小船寺尾	大字小船寺尾二九の一、二九の二、三〇、三〇内一、三
	一の二から三一の二、三一の三、三二、三二の一、三二の二、三二
	から三五まで、三六内第一、三六の三から三六の一まで、
	三七、三八、三九の八、四〇、四〇内第一、四〇の二、四一
	の三、四九の一、四九の二、六七の一、六七の二、六八、六
	九の二から六九の四まで、七〇の一、七〇の二、七一、七二
	の二から七二の三まで、七三の一、七三の二、七四、七四の
	一から七四の六まで、七五の一から七五の三まで、七六、七
	七、七七次一、七八の一、七八の二、七九の一から七九の三
	まで、八〇、八〇次一、八〇の二、八一の一、八一の二及び
	これらと一体をなす国有地

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>大字須澄字山根の全域</p>
<p>大字須澄字山根</p>	<p>同上の区域(平成八年十一月一日現在の地番による。)</p>
<p>大字須澄字下代</p>	<p>大字須澄字下代一三三二の二の一部、一三三二の七の一部、一三三二の一四から一三三二の一六まで、一三三三の一の一部、一三三三の二の一部、一三三三の三、一三四の一の一部、一三四の二、一三五の一の一部、一三五の二、一三六の一部、一三六の二、一三七の一部、一三八の一の一部、一三八の二、一三九の一の一部、一三九の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字須澄字上エノ田</p>	<p>大字須澄字上エノ田のうち一四九の二から一四九の五まで、一四九の一、一四九の二、一五〇の一、一五〇の二、一五一、一五二(合併一、一五二)合併二、一五四の一、一五四の二、一五三(合併一、一五三)合併二、一五五の一の一部、一五六の一の一部、一五六の二の一部、一五七から一六一まで、一六二の一、一六二の二、一六三、一六四、一六四の一、一六四の二、一六七から一七一まで、一七一の一、一七一の二、一七二、一七三(合併一、一七三)合併二、一七四、一七五(合併一、一七五)合併二、一七六、一七七、一七八の一、一七八の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字須澄字上エノ田</p>	<p>大字須澄字上エノ田のうち一四九の二から一四九の五まで、一四九の一、一四九の二、一五〇の一、一五〇の二、一五一、一五二(合併一、一五二)合併二、一五四の一、一五四の二、一五三(合併一、一五三)合併二、一五五の一、一五六の一、一五六の二、一五七から一六一まで、一六二の一、一六二の二、一六三、一六四、一六四の一、一六四の二、一六七から一七一まで、一七一の一、一七一の二、一七二、一七三(合併一、一七三)合併二、一七四、一七五(合併一、一七五)合併二、一七六、一七七、一七八の一、一七八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字須澄字半ノ田</p>	<p>大字須澄字半ノ田のうち二七二の一、二七四の一、二七六の一、二七六の二、二七七の一、二七八の一、二八〇の二、二八〇の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字須澄字井ノ口</p>	<p>大字須澄字半ノ田二七二の一、二七四の一、二七六の一、二</p>

	<p>七六の二、二七七の一、二七八の一、二八〇の二、二八〇の五及びこれらと一体をなす国有地 大字須澄字井口の全域</p>	<p>大字岩屋堂字大ナシ野</p>	<p>大字岩屋堂字大ナシ野のうち二二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字岩屋堂字コナシ野二三の一の一部、二六の一の一部、二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字岩屋堂字コナシ野</p>	<p>大字岩屋堂字大ナシ野二二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字岩屋堂字コナシ野のうち二三の一の一部、二六の一の一部、二六の二の一部、三六の一の一部、三七の一の一部、三七の二の一部、三八の三、三九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字岩屋堂字大ムカイ</p>	<p>大字岩屋堂字大ムカイ四〇、四〇の一、四一の二、四一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字石屋堂字大ムカイ</p>	<p>大字石屋堂字コナシ野三六の一の一部、三七の一の一部、三七の二の一部、三八の三、三九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字岩屋堂字大ムカイのうち四〇、四〇の一、四一の二、四一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字中原字栃原向</p>	<p>大字中原字栃原向の全域 大字中原字下モ向イ五三の六の一部、五四の三の一部、五四の七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字中原字下モ向イ</p>	<p>大字中原字下モ向イのうち五三の六の一部、五四の三の一部、五四の七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字中原字下モ田</p>	<p>大字中原字下モ田の全域 大字中原字栃原一九一の三の一部</p>	<p>大字中原字中ムラ</p>	<p>大字中原字中ムラの全域 大字中原字中原三六八の二、三七〇の六、三七〇の七</p>	<p>大字中原字中原</p>	<p>大字中原字中原のうち三六七の五の一部、三六八の二、三七〇の六、三七〇の七、三九四の一部、三九五の一部、三九六、三九七の一部、三九九の一の一部、四〇一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六五、四六四と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字中原字下西田</p>	<p>大字中原字下西田四〇三の一部、四〇三の二、四〇四の二、四〇四の三の一部、四〇五の二、四〇六の一部、四〇六の二、四〇六の三の一部、四〇六の四、四〇七の一部、四〇七の二、四〇八の三、四〇八の四の一部、四一〇の一部、四一五の二の一部、四一八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字中原字下西田</p>	<p>大字中原字下西田のうち四〇三の一部、四〇三の二、四〇四の一部、四〇五の一部、四〇五の二、四〇六の一部、四〇六の二、四〇六の三の一部、四〇六の四、四〇七の一部、四〇七の二、四〇八の三、四〇八の四の一部、四一〇の一部、四一五の二の一部、四一八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字中原字下西田</p>	<p>大字中原字下西田のうち四〇三の一部、四〇三の二、四〇四の一部、四〇五の一部、四〇五の二、四〇六の一部、四〇六の二、四〇六の三の一部、四〇六の四、四〇七の一部、四〇七の二、四〇八の三、四〇八の四の一部、四一〇の一部、四一五の二の一部、四一八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字中原字畑ヶ谷</p>	<p>大字中原字畑ヶ谷一七七の一九</p>

大字中原字口下ノ谷	大字中原字下西田四一八の三の一部及びこれと一体をなす国有地
大字中原字荒神ノ上	大字中原字口下ノ谷のうち四二三次一、四二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字中原字上西田	大字中原字荒神ノ上のうち四八三の二、四八九の二、四八九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに四八三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字中原字中原向イ上	大字中原字中原三九四の一部、三九五の一部、三九六、三九七の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字中原字畑ケ谷	大字中原字下西田四〇四の一部、四〇五の一部、四〇五の二、四〇六の一部、四〇六の一、四〇六の二の一部、四〇六の三の一部、四〇六の四、四〇七の一部、四〇七の一、四〇八の三、四〇八の四の一部、四一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字大野字寺前	大字中原字中原向イ上のうち九三七の二、九三七の四、九三八の二以外の区域
大字大野字本立	大字中原字畑ケ谷のうち一一七七の一九以外の区域
大字大野字ヲワタ	大字大野字畑ケ谷の全域
大字大野字本立	大字大野字本立一三四の一部、一三四次一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字大野字ヲワタ	大字大野字本立のうち一三四の一部、一三四次一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字大野字ヲワタ	大字大野字ヲワタの全域
大字大野字前川	大字大野字前川二四五の三の一部、二四五の四及びこれらと一体をなす国有地
大字大野字大野	大字大野字前川のうち二四五の三の一部、二四五の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字大野字橋詰	大字大野字大野のうち三一九の四の一部以外の区域
大字大野字橋詰	大字大野字大野三一九の四の一部
大字大野字橋詰の全域	大字大野字橋詰の全域
大字小船字下寺尾	大字小船字下寺尾のうち二九の一、二九の二、三〇、三〇内一、三〇次一、三一の一から三一の三まで、三一、三一の一、三二の二、三三から三五まで、三六内第一、三六の三から三六の一まで、三七、三八、三九の八、四〇、四〇内第一、四〇の二、四一の三、四九の一、四九の二、六七の一、六七の二、六八、六九の一から六九の四まで、七〇の一、七〇の二、七一、七二の一から七二の三まで、七三の一、七三の二、七四、七四の一から七四の六まで、七五の一から七五の三まで、七六、七七、七七次一、七八の一、七八の二、七九の一から七九の三まで、八〇、八〇次一、八〇の二、八一の一、八一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小船字上寺尾	大字小船字上寺尾のうち八七の一、八七の二、八八、八九、九八の一、九八の二、九九の一、九九の二、一〇〇、一〇六の一部、一〇七、一〇八、一〇八の一、一〇九、一一一、一二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小船字イラ原	大字小船字イラ原のうち一一三、一一三の二、一一四、一一五、一一五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字小船字ヨヲド	大字小船字ヨヲドのうち五二九の二、五三〇の一、五三〇の四、五三〇の五、五三一から五三三まで、五三四の一、五三

<p>大字小船字赤渕</p>	<p>大字小船字流田</p>	<p>大字小船字高ナシ</p>	<p>大字小船字井古</p>
<p>大字小船字赤渕の全域 大字小船字限浪七八一次一、七八一次二、七八一の六、七八</p>	<p>大字小船字流田のうち六八二の三、六八二の五、六八二の七、六八四の四、六八五の一から六八五の三まで、六八六、六八七の三、六八八の一、六八九の一、六九一、六九二、六九八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字小船字ヨロド五二八の一、五二九の二、五三〇の四と一体をなす国有地の一部 大字小船字高ナシのうち六五二の一の一部、六五二の二の一部、六五二の四の一部、六五二の五の一部、六六三の一部、六六四の一部、六六九の一の一部、六六九の二の一部、六七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五二八の一、五二九の二、五三〇の四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字小船字ヨロド五二九の二、五三〇の一、五三〇の四、五三〇の五、五三一から五三三まで、五三四の一、五三四の二及びこれらと一体をなす国有地 大字小船字井古の全域 大字古船字高ナシ六五二の一の一部、六五二の二の一部、六五二の四の一部、六五二の五の一部、六六三の一部、六六四の一部、六六九の一の一部、六六九の二の一部、六七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字吉川字下モ田</p>	<p>大字吉川字越谷口</p>	<p>大字吉川字池久保</p>	<p>大字吉川字大將軍</p>	<p>大字吉川字小林</p>	<p>大字小船字限浪</p>
<p>大字吉川字下モ田のうち一〇〇七の一、一〇〇七の六、一〇〇八、一〇〇九の一、一〇〇九の二、一〇一〇の一から一〇一〇の四まで、一〇一〇の九から一〇一〇の一三まで、一〇一一、一〇一一の一、一〇一一の四、一〇一一の五、一〇一一</p>	<p>大字吉川字越谷口のうち九八二、九八六の二の一部、九八七の一部、九八九の一の一部、九八九の二の一部、九九〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字吉川字池久保の全域 大字吉川字越谷口九八二、九八六の二の一部、九八七の一部、九八九の一の一部、九八九の二の一部、九九〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字吉川字大將軍のうち三六九の一の一部以外の区域 大字吉川字大將軍三六九の一の一部</p>	<p>大字吉川字小林のうち三三七の六、三三八の一の一部、三三八の二の一部、三三六の一部、一二〇八の一、一二〇八の二の一部、一二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>一の一〇及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字小船字ゲン浪一二二三の二 大字小船字限浪のうち七八一次一、七八一次二、七八一の六、七八一の一〇及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字小船字ゲン浪のうち一二二三の二以外の区域</p>

大字吉川字大下田	一の七、一〇二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字吉川字下モ田一〇〇七の一、一〇〇七の六、一〇〇八、 一〇〇九の一、一〇〇九の二、一〇一〇の一から一〇一〇の 四まで、一〇一〇の九から一〇一〇の一三まで、一〇一一、 一〇一一の一、一〇一一の四、一〇一一の五、一〇一一の七、 一〇一二及びこれらと一体をなす国有地 大字吉川字大下田の全域 大字吉川字フタ通り一四六三の二
大字吉川字フタ通り	大字吉川字フタ通りのうち一四六三の二以外の区域

鳥取県告示第二百二十八号

平成元年三月鳥取県告示第四百六十六号（保健所の施設の利用等のうち消費税が課税される療養等に係る使用料の額について）の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

鳥取県告示第二百二十九号

平成元年三月鳥取県告示第四百六十五号（鳥取県立皆生小児療育センター及び鳥取県立鳥取療育園の利用のうち消費税が課税される療養等に係る使用料の額について）の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

鳥取県告示第二百三十号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号（保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号中「二百六円」を「二百九円」に改める。

第二号中「六百十円」を「六百四十円」に、「六百二十円」を「六百五十円」に改める。

鳥取県告示第二百三十一号

平成元年三月鳥取県告示第四百六十八号（鳥取県立健康増進センターの利用のうち消費税が課税される診断に係る使用料の額について）の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

鳥取県告示第百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業に係る池田地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ二第一項の規定に基づき、第八次鳥獣保護事業計画をたてたので、同条第四項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 第八次鳥獣保護事業計画の期間

平成九年四月一日から平成十四年三月三十一日まで

二 第八次鳥獣保護事業計画の内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び各地方農林振興局林業振興課に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百三十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量作業）

二 作業地域 鳥取市、米子市及び境港市並びに岩美郡国府町、岩美町及び福部村、八頭郡家町、船岡町、八東町及び若桜町並びに西伯郡日吉津村

三 終了年月日 平成九年三月十六日

鳥取県告示第百三十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（GPS観測局設置）

二 作業地域 鳥取市及び米子市並びに八頭郡八東町

三 終了年月日 平成九年三月十九日

鳥取県告示第百三十六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、鳥取県鳥取土木事務所から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（航空測量図化 縮尺千分の一）
- 二 作業地域 岩美郡岩美町大字浦富から同町大字陸上まで
- 三 終了年月日 平成九年三月二十日

鳥取県告示第二百三十七号

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第三条の二第一項の規定に基づき、米子市（その周辺の地域を含む。）についての流通業務施設の整備に関する基本方針を次のとおり定めたので、同条第九項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

米子市（その周辺の地域を含む。）についての流通業務施設の整備に関する基本方針

一 流通業務市街地を整備すべき都市に関する事項

米子市（その周辺の地域を含む。以下同じ。）は、本県西部の産業・経済の中心地域であり、都市内に流通業務施設が相当数立地し、物資流通量は増加基調にあり、自動車による物流が増加しているため、流通機能の低下と自動車交通の渋滞を来すおそれがある。

また、米子市は今後、中国横断自動車道岡山米子線、境港、米子空港などの広域交通体系の整備と、境港FAZや鳥取県中海圏域地方拠点都市地域の整備による物流の広域化や自動車交通の増加が見込まれることから、広域交通体系の整備の動向を踏まえ、米子市、境港市、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町及び溝口

町の地域を流通業務市街地を整備すべき都市として設定する。

二 流通業務施設の機能及び立地に関する基本的事項

米子市の流通は、県西部地域の集配送を中心とする機能を果たしている。しかし、広域交通体系の整備により、今後、物資流通量の増加や、物流の広域化が見込まれることから、流通機能の向上と道路交通の円滑化等を図るためには、以下の方針により流通機能の配置を適正化しよう誘導する必要がある。

(一) 今後、新設される主要な流通業務施設は、可能な限り既成市街地の外周の地域で、主要道路、港湾又は空港などの利用が容易な場所及びその他の交通条件や地理的条件の良好な、土地利用上適正な位置に計画的に立地させるものとする。

(二) 現在、既成市街地に立地している流通業務施設のうち、必ずしもその地域にあることを要しないものは、可能な限り計画的に既成市街地の外周の地域へ移転するよう配慮するものとする。

(三) 現在、既成市街地に立地している流通業務施設のうち、その区域の物資需要に匹するもの、商取引の中心的機能を持つもの等で、その区域に立地することが不可欠な流通業務施設については、流通機能の向上を図るため、施設の合理化及び高度化を促進するものとする。

(四) 既成市街地の外周の地域において新設され、あるいは既成市街地から移転する流通業務施設については、可能な限り集約的な立地を図るため、流通業務地区を整備し、誘導するものとする。

三 流通業務地区の数、位置、規模及び機能に関する基本的事項

(一) 米子市における流通業務地区の数は、一箇所とする。
既成市街地の外周の地域で、中国横断自動車道岡山米子線、主要幹線道路、境港、米子空港等の交通施設の利用が容易であつて土地利用上適正な位置に設けるものとする。

(二) 流通業務地区の規模は、おおむね四十ヘクタールとする。

(三) 流通業務地区は、米子市と他の地域との地域間流動物資の集散の拠点としての機能を有するとともに、米子市の需要に応じた集配、保管及び取引の機能並びにこれ

らに関連する機能を有するものとする。

(四) 流通業務地区は、中国横断自動車道岡山米子線、境港、米子空港などを活用する広域流通拠点であるとともに、地域の流通拠点としての機能を有するものとする。

四 流通業務地区内の流通業務施設の種類、規模及び機能に関する基本的事項

流通業務地区内には、広域流通拠点及び地域流通拠点として、物資流動の需要に応じた規模並びに集配、保管及び取引の機能を持つ倉庫、荷さばき場、卸売施設及び道路貨物運送業、貨物運送取扱業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗を設けるものとし、これらに関連する流通加工場その他の施設を設けるものとする。

さらに、これらの施設については、可能な限り共同化等により流通業務の効率化が進められるよう配慮するものとする。

五 流通業務施設の整備に際し配慮すべき事項

(一) 国土計画及び地方計画に関する法律に基づく計画、都市計画、既存整備計画など各種の計画との整合性に配慮しつつ、幹線道路や港湾、空港の整備状況等を踏まえながら整備を進める。

(二) 流通業務施設及び周辺道路に起因する大気汚染、騒音、振動、水質汚濁等の防止や廃棄物の適正な処理を行うなど環境への影響を最小限に抑え、公害防止、自然環境の保全等環境の保全に努める。

(三) 道路交通の安全確保及び円滑化のために必要な対策を講じる。

(四) 土地の投機的取引及び地価の高騰が生ずることがないように留意する。

(五) 流通業務施設の整備を円滑に進めるため、流通業務地区整備推進協議会を設置するなど、推進連絡体制を確立する。

鳥取県告示第二百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

鳥取県博覧会推進局に係る事務のうち次に掲げる事務

- (一) 一件千円未満の収入の事前承認
- (二) 一件五千万円未満の建設工事請負費の支出負担行為の事前承認
- (三) 一件五百万円未満の支出負担行為（建設工事請負費及び物品に係るものを除く。）の事前承認

(四) 義務経費等の支出（建設工事請負費、給与等の支出を除く。）

(五) 一件五千万円未満の建設工事請負費の支出

(六) 一件千円未満の支出（義務経費等の支出を除く。）

(七) 返納金の戻入及び過誤納金の還付

(八) 歳入歳出外現金及び有価証券の出納

(九) その他輕易なもの

二 委任を受けた出納員

鳥取県博覧会推進局

推進課長 山 本 光 範

三 委任期間

平成九年四月一日から同年十月三十一日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
日本看護連盟鳥取県支部	竹安照枝	宮本節子	鳥取市江津三二八一―	平成九年一月七日	その他の政治団体
鳥取県歯科技工士連盟	田中牧男	村岡正敏	鳥取市南吉方三丁目四八六	平成九年一月九日	〃
吉田秀光後援会	藤井清史	吉田文夫	東伯郡三朝町大字西小鹿一―四二	平成九年一月十七日	〃
細田ときお後援会	平木博美	山根俊雄	八頭郡家町大字大門一六二	平成九年一月二十日	〃
中原義喜後援会	長谷川二郎	長谷川九一	気高郡青谷町大字河原三九二	平成九年一月二十一日	〃
足立春人後援会	足立春人	足立正人	東伯郡東郷町大字長和田五五一―一六	平成九年二月六日	〃
田聰啓五後援会	池信克己	尾古礼隆	西伯郡中山町羽田井一五八一―一	平成九年二月七日	〃

河本進後援会	宮本昭弘	川田重光	東伯郡東郷町大字漆原一―一九	平成九年二月十七日	〃
寺谷誠一郎後援会	安東正	桜谷文雄	八頭郡智頭町大字智頭一五―四一―一三	〃	〃
佐々木昌弘後援会	佐々木昌弘	伊藤勝彦	東伯郡東郷町大字野方一七六	平成九年二月十八日	〃
本庄公男後援会	前出正行	本庄君江	東伯郡東郷町大字中興寺三二七―一二	平成九年二月十九日	〃
垣内幸博後援会	垣内幸博	垣内佐和子	東伯郡東郷町大字埴見一九三	平成九年二月二十日	〃
木村孝則後援会	土手寛	山崎公彦	八頭郡家町大字郡家六六四―一七	〃	〃
川端おさむ後援会	上田義明	西村一男	日野郡江府町大字小江尾三八―一	平成九年三月四日	〃
森田智後援会	谷田収	谷田和男	日野郡江府町大字貝田二四〇	平成九年三月五日	〃
山田みちはる後援会	米原正典	藤原賢治	東伯郡三朝町大字今泉二二四	平成九年三月六日	〃
上原二郎後援会	田口茂	平川陽之	日野郡江府町大字江尾一八一―一五	平成九年三月十日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

全日電工連政治連盟鳥取県支部	主たる事務所の所在地	鳥取市青葉町一丁目一一〇	〃	〃
相沢英之境港水産後援会	代表者の氏名	手島敏弘	平成九年三月七日	〃
石破しげる後援会	代表者の氏名	山口享	平成九年三月十九日	〃
		山本昇造		

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成九年三月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

<p>◎政党の支部</p> <p>期間 平成7年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 自由民主党日吉津村支部</p> <p>報告年月日 平成9年1月16日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 316,860円</p> <p>ア 前年繰越額 66,860円</p> <p>イ 本年収入額 250,000円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p> <p>2 収入の内訳</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に</p>	<p>係る収入</p> <p>自由民主党鳥取県支部連合会</p> <p>250,000円</p> <p>合 計 250,000円</p> <p>政治団体の名称 自由民主党米子市崎津支部</p> <p>報告年月日 平成9年1月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 390,000円</p> <p>ア 前年繰越額 200,000円</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 本年収入額	190,000円	(2) 支出の内訳	
(2) 支出総額	190,000円	経常経費	
2 収入・支出の内訳		事務所費	10,000円
(1) 収入の内訳		政治活動費	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入		組織活動費	180,000円
自由民主党鳥取県支部連合会	190,000円	合 計	190,000円
合 計	190,000円	うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	0円

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県IIC支部	橋尾義直	中嶋治人	鳥取市湖山町東一丁目三二六	平成九年二月三日	政党の支部
沢次郎後援会	沢時二	山本辰美	岩美郡岩美町大字大谷七七〇	平成九年一月九日	その他の政治団体
鳥取県歯科技工士連盟	田中牧男	村岡政敏	鳥取市南吉方三丁目四八六	平成九年一月十六日	〃
山口義行後援会	福井英紀	杉原鶴江	倉吉市上灘町一四五	平成九年一月二十九日	〃

井上幸喜後援会	山縣重雄	井上蓉子	鳥取市松並町二丁目一四七	平成九年二月三日	〃
中井勲後援会	岡田栄一	斉尾克己	東伯郡赤碓町大字竹内三七二	平成九年二月十二日	〃
岸本悟後援会	浜崎正儀	前田由実	八頭郡家町大字郡家七八一〇	平成九年二月十七日	〃
黒田晃司後援会	平田賢	実繁一男	米子市久米町一四二	平成九年二月二十日	〃
黒田晃司資金管理団体	黒田晃司	実繁一男	米子市久米町一四二	〃	〃
知久馬二三子後援会	藤原繁義	山下武雄	鳥取市富安一丁目一四	〃	〃
知久馬二三子資金管理団体	知久馬二三子	山下武雄	鳥取市富安一丁目一四	〃	〃
小野ヤスシ後援会	南家悦郎	徳本幸男	鳥取市西町一丁目一六	平成九年二月二十八日	〃
ヤスシ会	小野ヤスシ	山田義彦	鳥取市西町二丁目一六	〃	〃
石破しげる西部後援会	中島邦美	寺本進	米子市車尾八四三	平成九年三月十九日	〃
石破茂東部政経懇話会	吉岡利固	金子英夫	鳥取市戎町四一九	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、

その要旨を次のとおり公表する。

平成九年三月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

◎政党の支部

期間 平成8年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 自由民主党鳥取県IIC支部

支部

報告年月日 平成9年2月3日

(平成9年1月31日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

報告年月日 平成9年1月16日

(平成8年12月31日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 70,637円

ア 前年繰越額 35,387円

イ 本年収入額 35,250円

(2) 支出総額 9,830円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

寄附（政党匿名寄附を除く）

(内訳別掲)

政治団体からの寄附

合計 35,250円

政治団体からの寄附 35,250円

[寄附の内訳]

政治団体からの寄附

その他 35,250円

(2) 支出の内訳

経常経費

備品・消耗品費 9,830円

合計 9,830円

(うち本部又は支部に対して供与した交

◎その他の政治団体

期間 平成6年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 鳥取県歯科技工士連盟

付金に係る支出	0円	政治団体の名称	小野ヤスシ後援会	報告年月日	平成9年2月28日	(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	組織活動費	1,657,375円
政治団体の名称	井上喜喜後援会	政治団体の名称	小野ヤスシ後援会	報告年月日	平成9年2月3日	自由民主党鳥取県支部連合会	26,000,000円	鳥取市	機関紙誌の発行	4,411,925円
報告年月日	平成9年2月3日	(平成8年12月31日解散)	(平成8年12月31日解散)			鳥取県建設政治連盟	100,000円	鳥取市	その他の事業費	4,411,925円
収入・支出の総額	(平成6年12月31日解散)	収入・支出の総額	33,060,000円	収入・支出の総額	33,060,000円	鳥取県不動産政治連盟	200,000円	鳥取市	寄附・交付金	11,000,000円
1 収入総額	0円	ア 前年繰越額	0円	イ 本年収入額	33,060,000円	鳥取県西都医師連盟	300,000円	米子市	小 計	17,069,300円
2 支出総額	0円	イ 本年収入額	33,060,000円	(2) 支出総額	33,060,000円	鳥取県歯科医師連盟	500,000円	鳥取市	合 計	33,060,000円
◎その他の政治団体		2 収入・支出の内訳		鳥取県医療法人連盟	200,000円	東京都			うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	0円
期間	平成7年1月1日～同年12月31日	(1) 収入の内訳	寄附 (政党匿名寄附を除く)	日本精神病院協会政治連盟	300,000円	港区			政治団体の名称	ヤスシ会
政治団体の名称	鳥取県歯科技工士連盟	(内訳別掲)	(内訳別掲)	鳥取県西部医師連盟	300,000円	米子市			資金管理団体の届出をした者の氏名	小野ヤスシ
報告年月日	平成9年1月16日	個人からの寄附	250,000円	鳥取県西都医師連盟	300,000円	米子市			資金管理団体の届出に係る公職の種類	参議院議員
(平成8年12月31日解散)		政治団体からの寄附	27,810,000円	西和会鳥取県支部	100,000円	鳥取市			報告年月日	平成9年2月28日
1 収入・支出の総額	80,807円	小 計	28,060,000円	ヤスシ会	100,000円	鳥取市			(平成8年12月31日解散)	
(1) 収入総額	60,807円	寄附合計	28,060,000円	その他	10,000円				1 収入・支出の総額	100,000円
ア 前年繰越額	20,000円	その他の収入	自由民主党本部推薦料	小 計	27,810,000円				(1) 収入総額	0円
イ 本年収入額	0円	自由民主党本部推薦料	5,000,000円	(2) 支出の内訳					ア 前年繰越額	100,000円
2 収入の内訳		合 計	33,060,000円	経常経費					イ 本年収入額	100,000円
寄附 (政党匿名寄附を除く)		[寄附の内訳]		人件費	5,893,400円				(2) 支出総額	100,000円
(内訳別掲)		個人からの寄附		光熱水費	123,328円				収入・支出の内訳	
政治団体からの寄附	20,000円	(金額)	(住所)	備品・消耗品費	764,270円				(1) 収入の内訳	
合 計	20,000円	高橋務	100,000円	事務所費	9,209,702円				寄附 (政党匿名寄附を除く)	
[寄附の内訳]		その他	150,000円	小 計	15,990,700円				(内訳別掲)	
政治団体からの寄附	20,000円	政治団体からの寄附		政治活動費					法人その他の団体からの寄附	

<p>合 計 100,000円 100,000円</p> <p>[寄附の内訳] 法人その他の団体からの寄附 (寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地) 鳥取県東部建築協議会 100,000円 鳥取市</p>	<p>(内訳別掲) 個人からの寄附 4,175円 合 計 4,175円</p> <p>[寄附の内訳] 個人からの寄附 その他 4,175円</p> <p>(2) 支出の内訳 政治活動費 15,000円 組織活動費 15,000円 合 計 15,000円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>政治団体の名称 鳥取県歯科技工士連盟 報告年月日 平成9年1月16日 (平成8年12月31日解散)</p>	<p>(2) 支出の内訳 政治活動費 11,750円 選挙関係費 11,750円 合 計 11,750円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>政治団体の名称 山口義行後援会 報告年月日 平成9年1月29日 (平成8年12月31日解散)</p>	<p>1 本年収入額 0円 (2) 支出総額 1,529円</p> <p>2 支出の内訳 経常経費 1,529円 事務所費 1,529円 合 計 1,529円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>政治団体の名称 黒田晃司後援会 報告年月日 平成9年2月26日 (平成8年12月31日解散)</p>
<p>合 計 100,000円 100,000円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>政治団体の名称 沢徳次郎後援会 報告年月日 平成9年1月9日 (平成8年12月31日解散)</p>	<p>1 収入・支出の総額 162,407円 (1) 収入総額 80,807円 7 前年繰越額 81,600円 1 本年収入額 81,600円 (2) 支出総額 11,750円</p> <p>2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 81,600円 日本歯科技工士連盟 81,600円 合 計 81,600円</p>	<p>収入・支出の総額 0円 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 中井勲後援会 報告年月日 平成9年2月6日 (平成8年12月31日解散)</p>	<p>1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 黒田晃司資金管理団体 資金管理団体の届出をした者の氏名 黒田晃司 資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員 報告年月日 平成9年2月26日 (平成8年12月31日解散)</p>
<p>1 収入・支出の総額 15,000円 (1) 収入総額 10,825円 7 前年繰越額 4,175円 1 本年収入額 15,000円 (2) 支出総額 15,000円</p> <p>2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附 (政党匿名寄附を除く)</p>	<p>1 収入・支出の総額 81,600円 (1) 収入総額 81,600円 7 前年繰越額 81,600円 1 本年収入額 81,600円 (2) 支出総額 11,750円</p> <p>2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 81,600円 日本歯科技工士連盟 81,600円 合 計 81,600円</p>	<p>1 収入・支出の総額 1,529円 (1) 収入総額 1,529円 7 前年繰越額 1,529円</p> <p>政治団体の名称 岸本悟後援会 報告年月日 平成9年2月17日 (平成8年12月31日解散)</p>	<p>収入・支出の総額 0円 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 岸本悟後援会 報告年月日 平成9年2月17日 (平成8年12月31日解散)</p>

<p>政治団体の名称 知久馬二三子後援会 報告年月日 平成9年2月26日 (平成8年12月31日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>	<p>資金管理団体の届出をした者の氏名 小野ヤスシ 資金管理団体の届出に係る公職の種類 参議院議員 報告年月日 平成9年2月28日 (平成8年12月31日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>	<p>10万円未満の収入 577円 合計 4,890,277円 [寄附の内訳] 個人からの寄附 その他 619,700円</p>	<p>(1) 収入総額 2,394,697円 ア 前年繰越額 665,531円 イ 本年収入額 1,729,166円 (2) 支出総額 2,394,697円 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 個人の負担する党費又は会費 (188人) 1,728,000円 その他の収入 1,166円</p>
<p>政治団体の名称 知久馬二三子資金管理団体 資金管理団体の届出をした者の氏名 知久馬二三子 資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員 報告年月日 平成9年2月26日 (平成8年12月31日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>	<p>政治団体の名称 石破しげる西部後援会 報告年月日 平成9年3月19日 (平成8年12月31日解散) 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 5,855,884円 ア 前年繰越額 965,607円 イ 本年収入額 4,890,277円 (2) 支出総額 5,855,884円 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附 (政党匿名寄附を除く) (内訳別掲) 個人からの寄附 619,700円 政治団体からの寄附 4,270,000円 小計 4,889,700円 寄附合計 4,889,700円 その他の収入</p>	<p>(2) 支出の内訳 石破茂政経懇話会 4,270,000円 鳥取市 経常経費 人件費 1,825,900円 光熱水費 154,605円 備品・消耗品費 692,679円 事務所費 1,262,689円 小計 3,935,873円 政治活動費 組織活動費 1,920,011円 合計 5,855,884円 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>	<p>合計 1,729,166円 (2) 支出の内訳 経常経費 人件費 600,000円 光熱水費 38,070円 備品・消耗品費 92,110円 事務所費 488,756円 小計 1,218,936円 政治活動費 組織活動費 1,175,761円 合計 2,394,697円 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>
<p>政治団体の名称 小野ヤスシ後援会 報告年月日 平成9年2月28日 (平成8年12月31日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>	<p>政治団体の名称 ヤスシ会 報告年月日 平成9年2月28日 (平成8年12月31日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>	<p>政治団体の名称 石破茂東部政経懇話会 報告年月日 平成9年3月19日 (平成8年12月31日解散) 1 収入・支出の総額</p>	<p>1 収入・支出の総額</p>

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
足立春人	東郷町議会議員	足立春人後援会	東伯郡東郷町大字長和田五五一―六	足立春人	平成九年二月六日
佐々木昌弘	〃	佐々木昌弘後援会	東伯郡東郷町大字野方一七六	佐々木昌弘	平成九年二月十八日

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の指定を取消す旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
〃	〃	〃	〃	〃	〃

黒田晃司	衆議院議員	黒田晃司資金管理団体	米子市久米町一四二	黒田晃司	平成九年二月二十
知久馬三三子	〃	知久馬三三子資金管理団体	鳥取市富安一丁目一四	知久馬三三子	〃

公 出

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定により実施した平成8年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成9年3月28日

鳥取県知事 西 尾 四 次

特級技能検定合格者

金属プレス加工

近 藤 貴 志 松 本 三 喜 雄

機械検査

林 原 秀 嗣

建設機械整備

二 岡 愛 侍 郎

一級技能検定合格者

さく井

ロータリーさく井工事作業

清 水 茂 春 伊 田 勝 山 本 弘 樹 山 崎 智 鍛 造

プレス型鍛造作業	大工工事作業
中本 満喜雄	西尾 成己
機械保全	配管
機械系保全作業	建築配管作業
大呂 洋司	岡 島 吉正
電気系保全作業	伊 藤 文彦
瀬戸 克巳	谷 本 輝昭
田中 敬之助	斉 藤 茂雄
電気圧装置組立て	プレント配管作業
空気圧装置組立て作業	奥 田 武 影
鷲 見 賢一	型枠施工
農業機械整備	型枠工事作業
農業機械整備作業	黒 川 美 徳
山 根 政 寿	杉 崎 誠
波多野 寛	鉄筋施工
富 山 勝 之	鉄筋組立て作業
山 本 隆 司	藤 崎 光 也
山 本 清 治	コンクリート圧送施工
紳士服製造	コンクリート圧送工事作業
紳士既製服縫製作業	石 井 美佐夫
西尾 秀志	防水施工
三 橋 敏 実	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
木工機械整備	下雅意 聡
木工機械調整作業	合成ゴムシート防水工事作業
河野 正実	宮 本 吉 隆
中 島 尚 文	ガラス施工
山 本 秀 樹	ガラス工事作業
	西 谷 浩 幸
	吉 田 豊
	洋 二 基
	山 根 古 口 輝 美
	尾 崎 浩 定 利 寛
	八 藤 本
	之 夫 美
	英 利 輝 美
	耕 野 上
	長 森 野 耕 二
	尾 野 耕 二
	正 彦 昭 雄
	岡 島 吉 正
	建築配管作業
	配管
	大工工事作業
	西尾 成己

機械・プラント製図

機械製図作業

門脇 治美

電気製図

配電盤・制御盤製図作業

石田 高敏 北山 政広

塗装

鋼橋塗装作業

岩本 善俊 中江 茂樹 中江 和男

二級技能検定合格者

さく井

ロータリーさく井工事作業

西村 敬太郎 笠原 貴紀 原 千博

鍛造

ハンマ型鍛造作業

横川 将仁 上林 功一 津村 真矢 西本章彦

プレス型鍛造作業

中村 和作 岩本 洋一 天野 浩幸

機械加工

平面研削盤作業

矢木 一男

ローブ加工

ローブ加工作業

竹村 正春 中西 敏郎 渡邊 正海 松浦 文紀

松本 康彦 内田 田勝 田中 孝二 安達 文忠

野田 義明 足立 正

機械検査

機械検査作業

梶井 紀和 木上 敏史 荒川 儀幸

機械保全

機械系保全作業

吉田 康二 土井 裕文 門脇 新一 林 昭健 男

森田 本悟 大森 大川 好美 加足 中 脇 羽正 新 一彦 津 田 嶋 修 一

吉永 泰彦 大田 中 好美 一 幸 藤 原 裕清 幸 天 会 宮 見 本 博 樹

電気系保全作業

浮田 益実 大山 山下 詞一 幸 藤 原 裕清 幸 天 会 宮 見 本 博 樹

美濃村 茂生 智 藤 原 義 範 幸 藤 原 裕清 幸 天 会 宮 見 本 博 樹

博田 智 藤 原 義 範 幸 藤 原 裕清 幸 天 会 宮 見 本 博 樹

半導体製品製造

集積回路チップ製造作業

岸本 吉正 守 段塚 信也 林 原 邦夫 夫 朗 山 佐 伯 根 真 康 二

大原 正守 瀧 川 壮一郎 米 村 和 朗 山 佐 伯 根 真 康 二

空気圧装置組立て

空気圧装置組立て作業

平井 伸治 山 方 直 弘 平 井 健 一 堀 尾 類 治

農業機械整備

農業機械整備作業

田中 裕之 角 田 俊 一 平 井 健 一 堀 尾 類 治

田村 博志 角 田 俊 一 平 井 健 一 堀 尾 類 治

冷凍空気調和機器施工

冷凍空気調和機器施工作業

長尾 洋 福 田 慎 治 下 奥 多 田 学 正 村 野 中 嶽 大 幸 生

兼平 順二 前 田 勝 美 治 奥 多 田 学 正 村 野 中 嶽 大 幸 生

青 砥 祐 二 宮 本 真 司 和 憲 見 聲 高 邦 男	岩 本 浩 山 沢 好 寿 石 村 洋 文 山 本 忠
野 田 晋一 田 中 康 史 田 檀 勝 夫 中 村 憲 一郎	中 井 健 二 山 筏 津 村 佳 秀 小 浪 花 弘 齊 實 濱 田 協 賀
紳士服製造	入 沢 有 義 渡 邊 泰 弘
紳士既製服型紙製作作業	鉄筋施工
紳士既製服縫製作業	鉄筋組立て作業
中 村 勝 利 福 安 博 幸 北 山 順 一	田 村 雅 俊 林 隆 德 角 谷 伸 二
福 田 正 彦 田 中 洋 治 谷 高 猪 口 嶋 口 奉 俊 史 史 枝 子 中 野 松 居 口 田 伸 信 子 浩	コソクリート圧送施工
河 野 稔 子 平 井 靖 嘉 子 充 嘉 猪 口 嶋 清 枝 子 野 松 田 信 子	コソクリート圧送工事作業
和 裁	若 林 太 一 武 智 一 偏
和服製作作業	ガラス施工
平 井 文 恵	ガラス工事作業
木工機械整備	小 谷 修 二 船 木 昌 弘 渡 辺 進 一 佐 伯 昭 博
木工機械調整作業	富 田 行 博
田 原 篤	機械・プラント製図
建築大工	機械製図作業
大工工事作業	福 田 茂 美 美 田 佳 則 谷 口 弘 徳
前 田 賢 二 木 三 好 茂 樹 田 中 本 晃 朗 一 宮 吉 本 義 淳 典	電気製図
鳥 飼 政 和 久	配電盤・制御盤製図作業
田 村 和 久	前 田 かおる
配管	三級技能検定合格者
建築配管作業	機械検査
博 田 守 玲 大 西 英 明 登 剛 二 堅	機械検査作業
福 井 守 仁 章 大 奥 村 健 剛 二 堅	若 原 祐 幸 大 西 和 彦
福 伊 崎 宇 田 健 剛 二 堅	配管
伊 崎 宇 田 健 剛 二 堅	建築配管作業
岩 野 秀 正 美 三 島	寒 河 江 仁 高 見 隆 志
高 野 秀 正 美 三 島	

テクニカルイラストレーション

テクニカルイラストレーション作業

吉田勝宏	船守江里子	藤田充晴	平田智子
中山牧子	恩田明美	中川良子	岩崎誠司

単一等級技能検定合格者

電子回路接続

電子回路接続作業

林規之	小谷由紀子	井上伸子	山本千晶
徳吉麻子	佐々木村	矢部直樹	本本和展
小林隆史	中松原可奈江	岡田寿博	河岸本和展
中山万里子	松原可奈江	岡田寿博	河岸本和展

樹脂接着剤注入施工

エポキシ樹脂注入工事作業

林茂雄	小笹研	杉山寛	高木豊
-----	-----	-----	-----

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成9年度（平成9年4月から平成10年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成9年3月21日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857-26-7023、7024

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所
申 込 者 氏 名

㊦

（ 団体にあつては、名称
及び代表者の氏名 ）

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む）】